

別表

1 都道府県

対象事業	対象事業を 所管する大臣等	記号
交通安全施設整備に関する事業： 特定交通安全施設等整備事業（円滑化対策事業に限る。）	警察庁長官	A
消防防災施設整備に関する事業： (1)耐震性貯水槽、(2)備蓄倉庫、(3)林野火災用活動拠点広場、(4)活動火山対策避難施設、(5)広域訓練拠点施設、(6)救急安心センター等整備事業（救急医療情報収集装置を除く。）	総務大臣	B-1 B-2 B-3 B-4 B-5 B-6
学校施設環境改善に関する事業： (1)余裕教室の改修に関する事業（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。） (2)校内LANの整備に関する事業（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限る。） (3)空調の整備に関する事業（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。） (4)屋外教育環境の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。） (5)木の教育環境の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。） (6)地域・学校連携施設の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。） (7)産業教育施設の整備に関する事業（高等学校及び中等教育学校の後期課程に限る。） (8)学校屋外運動場照明施設の新改築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。） (9)学校クラブハウスの新改築（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。） (10)太陽光発電等の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育施設、特別支援学校並びに共同調理場に限る。） (11)社会体育施設の整備に関する事業	文部科学大臣	C-1 C-2 C-3 C-4 C-5 C-6 C-7 C-8 C-9 C-10 C-11

<p>水道施設整備に関する事業： 水道水源開発施設整備、水道広域化施設整備、高度浄水施設等整備、水道水源自動監視施設等整備及びライフライン機能強化等事業</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>D1</p>
<p>社会福祉施設等施設整備に関する事業： (1)保護施設等の施設整備※ (2)社会福祉施設等の大規模修繕等（グループホーム・ケアホーム等を除く。）※</p>		<p>D2-1 D2-2</p>
<p>医療提供体制施設整備に関する事業： (1)地球温暖化対策施設整備事業※ (2)内視鏡訓練施設施設整備事業※ (3)看護師等養成所施設整備事業※ (4)看護師養成所修業年限延長施設整備事業※ (5)看護教員養成講習会施設整備事業※ (6)歯科衛生士養成所施設整備事業※</p>		<p>D3-1 D3-2 D3-3 D3-4 D3-5 D3-6</p>

農山漁村地域整備に関する事業（別紙1のとおり）		E1 (1-1~5-1)
<p>農山漁村活性化対策整備に関する事業：</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第六条第二項の規定による交付金の交付の対象となる事業等（都道府県が単独で又は当該都道府県の区域内に存する市町村と共同して作成する同法第六条第一項に規定する活性化計画に基づく事業等に限る。）※</p>		E2
<p>農業・食品産業強化対策整備に関する事業：</p> <p>(1)農畜産物（蚕糸を含む。以下同じ。）の産地の競争力の強化に必要な小規模の土地基盤整備、果樹、茶樹又は桑樹の改植及び農畜産物の安定供給の確保のための共同利用施設の再編整備に係る取組※</p> <p>(2)卸売市場施設整備対策に関する事業（中央卸売市場施設整備の取組及び地方卸売市場施設整備の取組）※</p>	農林水産大臣	E3-1 E3-2
<p>水産業強化対策整備に関する事業：</p> <p>漁港防災対策支援事業のうち、都道府県が管理する第一種漁港又は第二種漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落を対象として実施する事業</p>		E4
<p>森林整備・林業等振興整備に関する事業：</p> <p>(1)森林の多様な利用・緑化の推進事業※</p> <p>(2)特用林産の振興事業※</p> <p>(3)木材利用及び木材産業体制の整備推進事業のうち、次に掲げるものの※</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 木材産業構造改革整備事業 二 木質バイオマス利用促進整備事業 三 木造公共建築物の整備事業（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第九条第一項に規定する市町村方針に基づくものを除く。） 		E5

<p>工業用水道に関する事業： 取水工事、貯水工事、導水工事、浄水工事、送水工事、配水工事及びダム等の使用又は所有に係る必要な権利の取得等</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>F</p>
<p>社会資本整備に関する事業（別紙2のとおり）</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>G (1-1～10-2)</p>
<p>環境保全施設整備に関する事業： 動物収容・譲渡対策施設整備事業</p>	<p>環境大臣</p>	<p>H1</p>
<p>自然環境整備に関する事業： (1)長距離自然歩道整備事業（国立公園及び国定公園の区域内を除く。）※ (2)国定公園において行われる施設の整備事業※ (3)国指定鳥獣保護区において行われる自然再生施設の整備事業（既着手事業に限る。）※</p>		<p>H2-1 H2-2 H2-3</p>
<p>生物多様性保全回復整備に関する事業： 生物多様性保全回復整備に関する事業（生物の多様性の保全上重要と認められる地域における、生物の多様性の保全・回復を図るための保全施設及び生息空間の整備）</p>		<p>H3</p>

(注) ※を付した事業及び別紙1・2を除き、都道府県が実施する事業等に限る。なお、※を付した事業は、都道府県が国からの交付金を充てて自ら実施する事業等及び都道府県が国からの交付金を市町村、関係団体又は民間事業者等に交付し、当該市町村等が実施する事業等に限る。

農山漁村地域整備に関する事業（E1（都道府県））

1.農業農村 基盤整備	・ 農地整備事業（地域において戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、そば、なたね及び加工用米をいう。以下同じ。）の作付面積又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）※	1-1
	・ 水利施設整備事業（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収（単位面積当たりの収穫量をいう。以下同じ。）又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）※	1-2
	・ 草地畜産基盤整備事業（地域において飼料自給率の向上に係る目標を定めて行うものを除く。）※	1-3
	・ 農地防災事業（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）※	1-4
	・ 広域農業用水適正管理対策事業※	1-5
	・ 地域用水環境整備事業※	1-6
	・ 水質保全対策事業※	1-7
	・ 農業集落排水事業※	1-8
	・ 集落基盤整備事業※	1-9
	・ 中山間地域総合整備事業※	1-10
	・ 農地環境整備事業※	1-11
	・ 農業用水保全の森づくり事業※	1-12
	・ 畜産環境総合整備事業※	1-13
	・ 農道整備事業※	1-14
2.森林基盤 整備	・ 森林環境保全整備事業のうち、次に掲げるもの※ 一 育成林整備事業（当該事業により整備される林道に係る森林の利用区域が次のいずれにも該当するものを除く。） イ その20%以上が森林整備の対象区域に含まれるもの ロ その過半が森林の施業の集約化が図られる区域に含まれるもの 二 林道改良事業	2-1
	・ 森林居住環境整備事業のうち、次に掲げるもの※ 一 フォレスト・コミュニティ総合整備事業 二 山のみち地域づくり交付金事業	2-2
	・ 治山事業のうち、次に掲げるもの 一 予防治山事業（一級河川若しくは二級河川の上流又は市街地、集落（人家十戸以上のものに限る。）若しくは特に重要な公共施設に対する被害の発生の危険性が著しいと認められる箇所で行うものを除く。） 二 地域防災対策総合治山事業 三 治山施設機能強化事業 四 森林土木効率化等技術開発事業 五 林地荒廃防止事業 六 山地災害総合減災対策治山事業 七 共生保安林整備事業 八 保安林管理道整備事業	2-3
3.水産基盤 整備	・ 地域水産物供給基盤整備事業のうち、第一種漁港又は第二種漁港の整備及びこれと一体的に実施する地先の漁場整備事業※	3-1
	・ 漁場保全の森づくり事業※	3-2
	・ 漁港漁村環境整備事業のうち、次に掲げるもの※ 一 漁業集落環境整備事業 二 漁港環境整備事業 三 漁村再生交付金事業	3-3

4.海岸保全 施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全施設整備事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 一 高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 農地海岸 総事業費がおおむね 50 億円未満又は防護農地面積がおおむね 500 ヘクタール未満のもの ロ 漁港海岸 総事業費がおおむね 10 億円未満又は防護人口がおおむね 150 人未満のもの 二 海岸耐震対策事業 三 海岸堤防等老朽化対策事業 	4-1
		4-2
		4-3
		4-4
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波・高潮危機管理対策事業 	4-5
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸環境整備事業 	4-6	
5.効果促進 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産大臣が定める交付要綱に従って作成される整備計画の目標を達成するため、上記 1 から 4 の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（次に掲げる事業を除く。なお、効果促進事業に係る事業費の合計額は、整備計画ごとに交付対象事業の全体事業費の 20/100 までを目途とする。）のうち、都道府県又は市町村が作成する事業実施計画の添付資料（交付要綱において定められた整備計画に準じるものとする。なお、市町村が作成する整備計画を含む。）に記載されたもの。（平成 22 年度又は平成 23 年度に都道府県又は市町村が作成した農山漁村地域整備計画に掲げられた事業について、当該計画に記載された効果促進事業の内容に変更がない場合には、その計画の写しを内閣総理大臣に提出することをもって事業実施計画の添付資料に代えることができる）。※ <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業 (2) 整備計画の範囲を超えて実施される事業 	5-1

(注) ※を付した事業を除き、都道府県が実施する事業等に限る。なお、※を付した事業は、都道府県が国からの交付金を充てて自ら実施する事業等及び都道府県が国からの交付金を市町村、関係団体又は民間事業者等に交付し、当該市町村等が実施する事業等に限る。

社会資本整備に関する事業 (G (都道府県))

1.道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路（一般国道（指定区間外の一般国道に限る。この「1.道路」の項において同じ。） 都道府県道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道及び資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道に限る。この「1.道路」の項において同じ。）又は市町村道（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十一条又は過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条の規定による指定を受けた市町村道に限る。）に限る。）の新設又は改築に関する事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 一 道路の改良に係る事業（国の直轄事業その他の他事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。） 二 土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係る事業（国の直轄事業その他の事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。） 三 交通安全対策に係る事業 四 無電柱化に係る事業 	1-1
	<ul style="list-style-type: none"> 二 土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係る事業（国の直轄事業その他の事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。） 	1-2
	<ul style="list-style-type: none"> 三 交通安全対策に係る事業 	1-3
	<ul style="list-style-type: none"> 四 無電柱化に係る事業 	1-4
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路（一般国道又は都道府県道に限る。）の修繕に関する事業 	1-5
2.港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾改修事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 一 防波堤整備事業（小規模な港湾施設の防護を目的とした事業に限る。） 二 放置艇対策に関する事業 三 既存施設の利用転換、港湾空間の再開発・高度利用化及び利便性の向上並びに既存施設の延命化のための事業であって、事業規模が5億円未満のもの 	2-1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設長寿命化計画策定事業 	2-2
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地等施設整備事業 	2-3
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海域環境創造・自然再生等事業 	2-4
	<ul style="list-style-type: none"> ・ みなと振興計画に基づく事業 	2-5
3.治水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域河川改修事業、流域治水対策河川事業及び都市基盤河川改修事業のうち、流域面積がおおむね100平方キロメートル未満の河川において実施する事業（近年、浸水被害が発生した河川における事業を除く。） 	3-1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定地域堤防機能高度化事業 	3-2
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域貯留浸透事業 	3-3
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合治水対策特定河川事業のうち、都市水防災対策事業 	3-4
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策事業 	3-5
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堰堤改良事業のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 一 改良事業 二 下流河道整備事業 三 ダム管理用水力発電設備設置事業 四 貯水池保全事業 	3-6
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常砂防事業のうち、高さがおおむね10メートル以下の堰堤を整備する事業（近年、土砂災害が発生した地区における事業を除く。） 	3-7
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火山噴火警戒避難対策事業 	3-8
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地崩壊対策事業のうち、高さがおおむね30メートル未満の斜面において実施する事業 	3-9
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合流域防災事業 	3-10
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合河川環境整備事業 	3-11
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道関連特定治水施設整備事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業のうち、上記に該当する事業 	3-12

4.海岸	<ul style="list-style-type: none"> 高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、防護面積及び防護人口が、おおむね30ヘクタール未満かつおおむね150人未満（離島・奄美・北海道にあっては、おおむね10ヘクタール未満かつおおむね75人未満）の事業（近年、家屋等が被災した箇所の緊急的な対応を行う事業を除く。） 	4-1
	<ul style="list-style-type: none"> 海岸耐震対策緊急事業 	4-2
	<ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防老朽化対策緊急事業 	4-3
	<ul style="list-style-type: none"> 津波・高潮危機管理対策緊急事業 	4-4
	<ul style="list-style-type: none"> 海岸環境整備事業 	4-5
	<ul style="list-style-type: none"> 海域浄化対策事業 	4-6
5.下水道	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道事業のうち、管渠及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（雨水貯留管及び雨水調整池並びにこれらを補完する施設の設置又は改築に関する事業を除く。） 	5-1
	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道事業のうち、終末処理場及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（全体計画区域内人口が30万人未満であり、かつ、当該事業の実施主体である都道府県の総人口の1割未満である流域下水道事業に限るものとし、公共下水道と一体となって下水汚泥等を処理するために実施する事業を除く。） 	5-2
6.市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> 暮らし・にぎわい再生事業 	6-1
	<ul style="list-style-type: none"> 都市防災推進事業 	6-2
7.都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園事業（次に掲げるものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> 一 大規模な公園（都市基幹公園及び大規模公園）の新設又は改築に関する事業 二 国家的イベント関連公園（国として開催することを決定した国際的なイベント又は国として定期的に開催することを決定しているイベントの会場となる都市公園）の新設又は改築に関する事業 	7-1
	<ul style="list-style-type: none"> 防災緑地緊急整備事業 	7-2
	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園整備事業 	7-3
	<ul style="list-style-type: none"> 公園事業特定計画調査 	7-4
	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設長寿命化計画策定調査 	7-5
	<ul style="list-style-type: none"> 吸収源対策公園緑地事業 	7-6
	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 	7-7
	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化広場公園整備事業 	7-8
	<ul style="list-style-type: none"> 市民緑地等整備事業 	7-9
8.広域的地域活性化基盤	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号。以下「広域活性化法」という。）第十九条第二項の交付金の対象となる事業等（同法第五条第一項の規定により作成された広域的な地域活性化基盤整備計画のうち、複数の都道府県が連携・協力して作成されたものに基づくものを除く。）のうち、この別紙2の表に掲げる事業及びこれらの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等※ 	8
9.住宅	<ul style="list-style-type: none"> 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号。以下「地域住宅法」という。）第七条第二項の交付金の交付の対象となる事業等のうち、次に掲げるもの※ <ul style="list-style-type: none"> 一 公営住宅等整備事業（戸数がおおむね200戸未満の公営住宅団地に係る事業（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。）に限る。） 二 公営住宅等ストック総合改善事業のうち、以下のイ又はロのいずれかに該当するもの（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。） <ul style="list-style-type: none"> イ 戸数がおおむね200戸未満の公営住宅団地に係る事業 ロ 小規模な改善工事に係る事業 三 住宅市街地基盤整備事業（この別紙2の表に掲げる事業に限る。） 四 公的賃貸住宅家賃低廉化事業（公営住宅に係る事業に限る。） 五 一から四までの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等 	9-1
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅市街地基盤整備事業（この別紙2の表に掲げる事業に限る。） 	9-2

10.関連事業	<p>上記1から9の事業等と一体となってその効果を増大させるため実施されるものとして事業実施計画の添付資料に記載された次に掲げる事業等。</p> <p>イ 関連社会資本整備事業※ 事業実施計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、上記1から9の事業等と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第14号及び当該整備計画に係る事業が該当する号を除く。）に掲げる事業（維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業</p>	10-1
	<p>ロ 効果促進事業※ 事業実施計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、上記1から9の事業等と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額（都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として地域自主戦略交付金の交付を受け、提案事業（都市再生法第46条第2項第4号、地域住宅法第6条第2項第3号又は広域活性化法第5条第2項第4号の事業等をいう。）を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額）は、成果目標ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100までを目途とする。）</p> <p>(1) 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等 (2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等 (3) レクリエーションに関する施設の整備事業</p>	10-2

(注1) ※を付した事業を除き、都道府県が実施する事業等に限る。なお、※を付した事業は、都道府県が国からの交付金を充てて自ら実施する事業等及び都道府県が国からの交付金を市町村、関係団体又は民間事業者等に交付し、当該市町村等が実施する事業等に限る。

(注2) 地域自主戦略交付金の創設及び対象事業の拡大による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された基幹事業（地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）の関連事業（変更前計画に記載されたものに限る。）については、事業実施計画の添付資料への記載を要しない。

(注3) 効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については地域自主戦略交付金の創設及び対象事業の拡大による変更後の社会資本総合整備計画（以下「変更後計画」という。）に記載された社会資本整備総合交付金の効果促進事業に係る事業費を、全体事業費については変更後計画に記載された社会資本整備総合交付金の交付対象事業に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。